

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和8年4月改訂版)

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
目次		関係法令・様式集……………105	関係法令・様式・記載例集……………105
目次		※このガイドブックは、令和6年4月1日現在で施行されている法令に基づいて作成しています。	※このガイドブックは、令和8年4月1日現在で施行されている法令に基づいて作成しています。
2	第1章 認定NPO法人制度について 1 認定NPO法人制度の概要	(3) 認定NPO法人等になることによるメリット ① 寄附者に対する税制上の措置 イ 個人が寄附した場合	① 寄附者に対する税制上の措置 イ 個人が寄附した場合(詳細は22ページ参照)
2	第1章 認定NPO法人制度について 1 認定NPO法人制度の概要	(3) 認定NPO法人等になることによるメリット ① 寄附者に対する税制上の措置 ロ 個人が現物資産を寄附した場合	① 寄附者に対する税制上の措置 ロ 個人が現物資産を寄附した場合(詳細は25ページ参照)
2	第1章 認定NPO法人制度について 1 認定NPO法人制度の概要	(3) 認定NPO法人等になることによるメリット ① 寄附者に対する税制上の措置 ハ 法人が寄附した場合	① 寄附者に対する税制上の措置 ハ 法人が寄附した場合(詳細は23ページ参照)
3	第1章 認定NPO法人制度について 1 認定NPO法人制度の概要	(3) 認定NPO法人等になることによるメリット ① 寄附者に対する税制上の措置 ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合	① 寄附者に対する税制上の措置 ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合(詳細は24ページ参照)
3	第1章 認定NPO法人制度について 1 認定NPO法人制度の概要	(3) 認定NPO法人等になることによるメリット ②認定NPO法人のみなし寄附金制度	② 認定NPO法人のみなし寄附金制度(詳細は25ページ参照)
3	第1章 認定NPO法人制度について 1 認定NPO法人制度の概要	(4) 認定の基準 ①～⑧ 略 (注) 上記①～⑧の基準を満たしていても(特例認定NPO法人は①を除きます。)、欠格事由(法47)に該当するNPO法人は、認定(特例認定)を受けることはできないこととなります。	(4) 認定の基準(詳細は事前チェックシート及び39ページを参照) ①～⑧ 略 ⑨ 過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。 ⑩ (特例認定の場合のみ)特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること。 (注) 上記①～⑩の基準を満たしていても(特例認定NPO法人は①を除きます。)、欠格事由(法47)に該当するNPO法人は、認定(特例認定)を受けることはできないこととなります。
3	第1章 認定NPO法人制度について 1 認定NPO法人制度の概要	(5) 欠格事由 次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません(法47)。 ① 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 略 ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	(5) 欠格事由 次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません(法47)。 ① 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある法人 イ 略 ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
6	事前チェックシート	認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。	認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる認定基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和8年4月改訂版)

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
6	事前チェックシート	<p>①イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P.8)</p> <p>①ロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(P.9)</p> <p>①ハ【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている(P.10)</p> <p>②事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P.11)</p> <p>③運営組織及び経理が適切である(P.13)</p> <p>④事業活動の内容が適正である(P.14)</p> <p>⑤情報公開を適切に行っている(P.15)</p> <p>⑥所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P.16)</p> <p>⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P.17)</p> <p>⑧設立の日から1年を超える期間が経過している(P.18)</p> <p>⑨欠格事由のいずれにも該当しない(P.19)</p>	<p>①イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(ガイドブックP.8)</p> <p>①ロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(ガイドブックP.9)</p> <p>①ハ【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている(ガイドブックP.10)</p> <p>②事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(ガイドブックP.11)</p> <p>③運営組織及び経理が適切である(ガイドブックP.13)</p> <p>④事業活動の内容が適正である(ガイドブックP.14)</p> <p>⑤情報公開を適切に行っている(ガイドブックP.15)</p> <p>⑥所轄庁に対して事業報告書などを提出している(ガイドブックP.16)</p> <p>⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(ガイドブックP.17)</p> <p>⑧設立の日から1年を超える期間が経過している(ガイドブックP.18)</p> <p>⑨欠格事由のいずれにも該当しない(ガイドブックP.19)</p>
6	事前チェックシート	<p>ご注意ください！</p> <p>○このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのものです。全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。</p>	<p>ご注意ください！</p> <p>○このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのものです。全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。</p> <p>○ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に埼玉県共助社会づくり課までお問い合わせください。なお、対面でのご相談は事前にお電話やメールにて日時予約をお願いします。 【お問い合わせ先】共助社会づくり課 NPO認証担当 TEL 048-830-2836 メールアドレス a2835-01@pref.saitama.lg.jp</p> <p>○認定NPO法人制度の概要については、NPOコバトンびんの以下のページも併せてご覧ください。 (https://www.saitamaken-npo.net/html/shinsei_todokede/ninteis_eido/npo/index.html)</p>
7	事前チェックシート — 実績判定期間について —	<p>— 実績判定期間について —</p> <p>○実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。</p>	<p>— 実績判定期間について —</p> <p>○実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(又は2年※)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。</p> <p>※過去に認定を受けたことのある法人:5年 過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合:2年</p>
7	事前チェックシート — 実績判定期間について —	<p>B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)</p> <p>Bの1年前事業年度 Bの2年前事業年度 Bの3年前事業年度 Bの4年前事業年度</p>	<p>B. Aの直前に終了した事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)</p> <p>Bの1期前の事業年度 Bの2期前の事業年度 Bの3期前の事業年度 Bの4期前の事業年度</p>
7	事前チェックシート — 実績判定期間について —	<p>申請区分</p> <p><input type="checkbox"/>認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人</p> <p><input type="checkbox"/>過去に認定を受けたことのある法人</p>	<p>申請区分</p> <p><input type="checkbox"/>認定を受けたことのない法人の認定申請又は特例認定申請</p> <p><input type="checkbox"/>認定を受けたことのある法人の認定申請又は認定更新申請</p>
7	事前チェックシート — 実績判定期間について —	<p>☒ 実績判定期間 認定を受けたことのある法人</p>	<p>☒ 実績判定期間 認定を受けたことのある法人 有効期間の更新を受ける法人</p>
7	事前チェックシート — 実績判定期間について —	<p>☒ 実績判定期間 B. ① 年 月</p>	<p>☒ 実績判定期間 B. ① 年度</p>

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和8年4月改訂版)

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
8	事前チェックシート 認定基準等①-イ	B. 国・地方公共団体からの補助金等 E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 (注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金 (注)対価性のない助成金等を含みます。	B. 国・地方公共団体等(注2)からの補助金等 E. 氏名(名称)又は住所が明らかでない寄附金 (注1)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。 (注2)「国・地方公共団体等」は、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。 K. 氏名(名称)又は住所が明らかでない寄附金 (注)対価性のない賛助会費や民間助成金等も寄附金に算入できる場合があります。 各寄附等について、任意性があり、対価性(反対給付)がないことが必要です。
8	事前チェックシート 認定基準等①-イ	(適) 認定基準等①-イに適合すると思われ (否) 認定基準等に適合しません ※認定の申請をする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。	(適) 認定基準等①-イに適合すると思われ (否) 認定基準等①-イに適合しません ※認定の申請・認定更新申請をする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。
9	事前チェックシート 認定基準等①-ロ	(適) 認定基準等①-ロに適合すると思われ (否) 認定基準等に適合しません	(適) 認定基準等①-ロに適合すると思われ (否) 認定基準等①-ロに適合しません
9	事前チェックシート 認定基準等①-ロ	(注意事項) ○寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。 ○寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。 ○申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。 ※認定申請をする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。	(注意事項) ○賛助会費や民間助成金も寄附金に算入できる場合があります。各寄附等について、任意性があり、対価性(反対給付)がないことが必要です。 ○寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。 ○寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。 ○申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。 ※認定申請・認定更新申請をする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。
10	事前チェックシート 認定基準等①-ハ	(適) 認定基準等①-ハに適合すると思われ (否) 認定基準等に適合しません	(適) 認定基準等①-ハに適合すると思われ (否) 認定基準等①-ハに適合しません
8~10	事前チェックシート	レイアウトの修正	レイアウトの修正
11	事前チェックシート 認定基準等②	— 活動の対象について — 実績判定期間における事業活動 A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供	— 活動の対象について — 【共益的な活動の占める割合】 実績判定期間における事業活動 A. 会員等のみを対象とした物品の販売、イベントやサービスの提供
11	事前チェックシート 認定基準等②	(適) 認定基準等②に適合すると思われ (否) 認定基準等に適合しません ※「会員等」の定義については、P12を参照願います。	(適) 認定基準等②に適合すると思われ (否) 認定基準等②に適合しません ※「会員等」の定義については、次頁をご参照ください。
12	事前チェックシート 認定基準等② (参考)「会員等」について	A(P11のA欄の会員等の定義を確認する場合) B(P11のB欄の会員等の定義を確認する場合)	A(前頁のA欄の会員等の定義を確認する場合) B(前頁のB欄の会員等の定義を確認する場合)
13	事前チェックシート 認定基準等③	(適) 認定基準等③に適合すると思われ (否) 認定基準等に適合しません	(適) 認定基準等③に適合すると思われ (否) 認定基準等③に適合しません
14	事前チェックシート 認定基準等④	(適) 認定基準等④に適合すると思われ (否) 認定基準等に適合しません	(適) 認定基準等④に適合すると思われ (否) 認定基準等④に適合しません
15	事前チェックシート 認定基準等⑤	(適) 認定基準等⑤に適合すると思われ (否) 認定基準等に適合しません	(適) 認定基準等⑤に適合すると思われ (否) 認定基準等⑤に適合しません
16	事前チェックシート 認定基準等⑥	(適) 認定基準⑥に適合すると思われ (否) 認定基準に適合しません ※事業報告書等 事業報告書(以下略)	(適) 認定基準等⑥に適合すると思われ (否) 認定基準等⑥に適合しません ※事業報告書等とは以下をいいます。 事業報告書(以下略)
17	事前チェックシート 認定基準等⑦	(適) 認定基準⑦に適合すると思われ (否) 認定基準に適合しません	(適) 認定基準等⑦に適合すると思われ (否) 認定基準等⑦に適合しません

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和8年4月改訂版)

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
18	事前チェックシート 認定基準等⑧	A. 登記上の「設立年月日」 (適) 認定基準⑧に適合すると思われます (否) 認定基準に適合しません	A. 登記上の「 法人成立 」の年月日 (適) 認定基準等⑧に適合すると思われます (否) 認定基準等⑧に適合しません
19	事前チェックシート 一欠格事由について一	B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	B. 拘禁刑 以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
20	認定等申請手続き	—	◎ 認定・特例認定の申請に必要な様式・記載例 認定・特例認定の申請に必要な様式はNPOコ バトンびんの以下のページからダウンロードをお願い いたします。 ページ上部に記載例も掲載してありますので、併せ て御参照ください。 https://www.saitamaken- npo.net/html/shinsei_todokede/ninteis_eido/ninteiyoushiki/nintei_youshiki.html
25	2 認定NPO法人等の税制上の 措置 ④ 認定NPO法人のみなし寄附 金制度	—	例:収益事業による利益 150万円(①) 収益事業以外の特定非営利活動に係る事業 収益 200万円(②)、支出 250万円(③)⇒赤字 5 0万円(④) ↓ ①のうち50万円を②に(みなし寄附金) ↓ ①のうち100万円が課税所得、50万円がみな し寄附金 ②250万円、③250万円、④0円
25	2 認定NPO法人等の税制上の 措置 ④ 認定NPO法人のみなし寄附 金制度	—	表の修正(上記例に基づき金額を追加)
25	2 認定NPO法人等の税制上の 措置 ⑤ 認定NPO法人等に対する 個人からの現物資産寄附のみなし 譲渡所得税の非課税措置	非課税承認が取り消された場合には、その取り消 されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした 人又は寄附を受けた認定NPO法人等に対して、原 則として、その取り消された日の属する年分の譲渡 所得等として所得税が課されます。	非課税承認が取り消された場合には、その取り消 されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした 人又は寄附を受けた認定NPO法人等に対して、原 則として、その取り消された日の属する年分の譲渡 所得等として所得税が課されます。(次頁参照)
28	第2章 認定の申請手続・認定 の基準について 認定手続等の概要 申請書提出	申請様式については「様式集」P.133～176をご 確認ください。	申請様式については「様式集」P.135～178をご 確認ください。
28	1 認定、特例認定又は認定の有 効期間の更新を受けるための申 請手続 (1) 認定を受けようとする場合	(注) 申請書及び添付書類については、様式集133 頁～176頁をご覧ください。	(注) 申請書及び添付書類については、様式集135 頁～178頁をご覧ください。
31	1 認定、特例認定又は認定の有 効期間の更新を受けるための申 請手続 (4) 認定NPO法人等の役員報 酬規程等の提出義務	□ 認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。) の通知を受けた認定NPO法人等(所轄庁以外の都 道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。)は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の 関係知事に提出しなければなりません(法49④、 62、法規27②)。 ①～③ 略 ④ 定款等(Ⓐ定款、Ⓑ認証に関する書類の写し、 Ⓒ登記事項証明書の写し)	□ 認定又は特例認定(以下「認定等」といいます。) の通知を受けた認定NPO法人等(所轄庁以外の都 道府県の区域内に事務所を設置する法人に限ります。)は、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の 関係知事に提出しなければなりません(法49④、 62、法規27②)。 ①～③ 略 ④ 定款等(Ⓐ定款、Ⓑ認証に関する書類の写し)
35	参 考1(実績判定期間) 【具体例3】	> 特例認定の有効期間 : n+2年12月16日～n +5年11月15日	> 特例認定の有効期間 : n+2年11月16日～n +5年11月15日
39	2 認定等の基準の概要 (1) 認定の基準の概要	(1) パブリック・サポート・テスト(PST)について 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断 するための基準として、次の3つの基準のいずれか に適合すること。	(1) パブリック・サポート・テスト(PST)に 関する 基準 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断 するための基準として、次の 1イ、1ロ、2又は3 のい ずれかに適合すること。

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和8年4月改訂版)

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
40・41	2 認定等の基準の概要 (1) 認定の基準の概要	(2) 活動の対象について (3) 運営組織及び経理について (4) 事業活動について (5) 情報公開について (6) 事業報告書類等の提出について (7) 不正行為等について (8) 設立後の経過期間について (9) 過去の認定等の有無について (10) 設立の日からの経過期間について	(2) 活動の対象に関する基準 (3) 運営組織及び経理に関する基準 (4) 事業活動に関する基準 (5) 情報公開に関する基準 (6) 事業報告書類等の提出に関する基準 (7) 不正行為等に関する基準 (8) 設立後の経過期間に関する基準 (9) 過去の認定等に関する基準 (10) 設立の日からの経過期間に関する基準
41	2 認定等の基準の概要 (1) 認定の基準の概要	認定NPO法人等の上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります。(ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。)	・実績判定期間において適合する必要がある基準…(1)の1と2、(2)、(4)のハとニ ・実績判定期間内の各事業年度…(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7) ※実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合…その期間については(5)ロの基準を除く。(法45①九)
42	2 認定等の基準の概要 (2) 欠格事由の概要	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
43	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 ①相対値基準	実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。 なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。	原則、実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。この他、小規模法人の特例の基準もあります(表の下の記述を参照)。 原則によらず小規模法人の特例の適用により相対値基準を算出するか、また、国の補助金等の算入の有無に応じて相対値基準の算出方法が異なります。
43	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 ①相対値基準	国の補助金等(項目) 相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合 相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	国の補助金等(項目) 相対値基準の計算上、算入しない 相対値基準の計算上、算入する
44	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準	② 絶対値基準 《算式5》	② 絶対値基準
44	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準	—	相対値基準・絶対値基準・条例個別指定基準の詳細な算定方法
47	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準	(注13) 共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合(50頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。)を乗じた金額となります。	(注13) 共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合(50頁(2)活動の対象に関する基準のイ 事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。)を乗じた金額となります。
49	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準	《算式5》絶対値基準	絶対値基準
54	3 認定NPO法人としての認定を受けるための基準 (4) 事業活動に関する基準	・実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(P165参照)に記載して下さい。	・実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(P166参照)に記載して下さい。
56	5 欠格事由	② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者	② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
56	5 欠格事由	② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
61	第3章 認定NPO法人の管理・運営について 1 認定NPO法人等の報告義務 (1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の報告	(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、187ページを御参照ください。	(注) ④欄の「役員等」及び⑤欄の「特殊の関係」の詳細については、186ページを御参照ください。

認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 新旧対照表(令和8年4月改訂版)

改訂箇所		旧	新
ページ	項目		
68	3 認定NPO法人等に対する監督等 (4) 認定NPO法人等に対する認定等の取消し	<p>□ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法67②③)。</p> <p>① 第2章「2(1)認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)(39～41頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき</p>	<p>□ 所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法67②③)。</p> <p>① 第2章「2(1)認定の基準の概要」(3)、(4)イ若しくはロ、(7)(40～41頁参照)に掲げる基準に適合しなくなったとき</p>
109	関係法令・様式集 特定非営利活動促進法	<p>(役員の欠格事由) 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p>	<p>(役員の欠格事由) 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p>
117	関係法令・様式集 特定非営利活動促進法	<p>(欠格事由) 第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの イ 略 □ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>	<p>(欠格事由) 第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの イ 略 □ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>
176	関係法令・様式集 欠格事由チェック表	<p>1 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 略 □ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>	<p>1 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 略 □ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p>
176	関係法令・様式集 欠格事由チェック表	<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 イ 略 □ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</p>	<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 イ 略 □ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無</p>
195～236	関係法令・様式集 認定申請書記載例	—	新規追加
237～277	関係法令・様式集 認定更新申請書記載例	—	新規追加
278～299	関係法令・様式集 役員報酬規程等提出書記載例	—	新規追加
300	認定NPO法人ガイドブック埼玉県版	2024年(令和6年)4月改訂版	2026年(令和8年)4月改訂版